

IC-net に患者のデータを登録する場合には、各施設毎にその内容を患者に説明した上で文書にて同意を得なければならない。

(データの研究利用)第 13 条

1 担当責任者は、疫学的研究等肝疾患医療の向上のためにデータを利用する場合には、総括管理者に申請し、許可を得なければならない。

2 総括管理者は、前項の申請に対しデータの利用を許可するに当たっては、運営協議会の意見を聴くものとする。

(データの運用)第 14 条

IC-net のデータは、運営協議会が了承している範囲内でサーバ上で利用するものとする。ただし、前条の場合及び総括管理者が必要と認める場合はその限りではない。

(運行時間)第 15 条

IC-net のサーバは、無停止で運行されなければならない。

2 総括管理者は、次の各号に掲げる場合、第 1 項の規定にかかわらず、機器等の運行の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。

1)IC-net に障害が発生した場合 2)機器等の増設又は交換等を行う場合 3)データの減失及びき損からの復旧を行う場合 4)その他 IC-net の管理上の理由から必要と認められる場合

(保守センター)第 16 条 IC-net の保守及び管理のために IC-net 保守センターを設置する。

2) IC-net 保守センターは、システム管理者の命を受け、ネットワークの監視、定期的なデータのバックアップ等、システム管理者が行う業務の一部を代行する。

3) IC-net 保守センターは、国立病院等総合情報ネットワークシステム(HOSPnet)管理要綱に定める保守センターに併設する。

(大規模災害時)第 17 条

総括管理者は、大規模災害が発生した場合は、IC-net の通常の運用を停止又は一部を制限することができる。

第5章細則

(細則)第18条

システム管理者は、この要綱を実施するために必要とされる事項について、別に細則を定める。

附則

1)この要綱は、平成17年〇月〇日から施行する。2)この要綱を改訂するときは、運営協議会にて行うものとする。

院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム運用管理細則(案)

第1章総則

(趣旨)第1条

この細則は、院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム(以下「IC-net」という。)を安全かつ適切に運用管理するための諸手続及び IC-net 保守センターの保守業務を定めるものとする。

(用語)第2条

この細則における用語の用法については、以下別途定められるものを除き、院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム管理要綱の例によるものとする。

第2章運用管理

(システム管理者)第3条

1 システム管理者は IC-net の安全かつ適切な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- 1) IC-net の利用に係る担当責任者及び利用者の指導並びに監督
- 2) IC-net の利用にかかわる利用者識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)の管理
- 3) IC-net 保守センターの指導及び監督 4) その他、IC-net の運用及び管理に関すること

2 システム管理者は、前項の業務を補助するためにシステム管理補助者を置くことができる。

(システム管理補助者)第4条

1 システム管理補助者は、システム管理者が国立国際医療センターの職員のうちから指名する。

2 システム管理補助者は、システム管理者の指示を受け次の業務を行う。

- 1) システム管理者の業務の一部代行
- 2) システム管理者不在時の業務代行

3 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理者に報告しなければならない。

(担当責任者)第 5 条

担当責任者は次の業務を行う。

- 1)当該施設に設置した IC-net のための機器及びソフトウェア等(以下「IC-net 機器等」という。)の利用の指導及び監督
- 2)当該施設に設置した IC-net 機器等において発生した障害への対応
- 3)当該施設の利用者の指導及び監督

(ウィルス対策等)第 6 条

1 担当責任者は、コンピュータウィルスの IC-net への侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、コンピュータウィルスが IC-net に侵入しないよう注意しなければならない。

(登録申請等)第 7 条

1 IC-net の利用を希望する者は、総括管理者に登録申請を行うものとする。

2 転退職及び人事異動等により、IC-net の利用をしなくなった場合には、利用者は速やかに総括管理者に登録抹消申請を行わなければならない。

3 システム管理者は、セキュリティの確保を図る観点から、暗証番号(パスワード)を3か月間変更しない利用者の登録を抹消することができるものとし、登録の抹消は、利用を開始した日又は暗証番号(パスワード)を変更した日以降、3 か月が経過する日の属する月末をもって行う。ただし、IC-net を利用しない期間が3 か月を超える場合で、システム管理者に予め理由書を提出し、正当な理由と認められた場合は、この限りでない。

4 前項により、登録を抹消された者が再登録を受ける場合は、登録を抹消された日の翌日から2 か月以内に申請を行うものとする。

(利用者)第 8 条

利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 1)自らの利用者識別番号(ユーザ ID)及び暗証番号(パスワード)を他人に開示し、又はこれを第三者に利用させること
- 2)IC-net 機器等が接続されている通信回線に他の通信回線を接続すること

(登録情報の管理)第 9 条

システム管理者は毎月月末までに登録された患者の氏名と ID 番号を除く全情報を CSV 形式にて MO ディスクに保存し、運用管理者宛郵送する。運用管理者はデータの欠損、誤入力を確認し、入力施設に連絡し訂正を求めることとする。また、総括管理者が必要と判断したときは、その時点の患者の氏名と ID 番号を除く全情報を CSV 形式にて MO ディスクに保存し運用管理者宛郵送する旨、システム管理者へ依頼することができる。

(障害発生 の責任)第 10 条

利用者が故意又は過失により IC-net に障害を発生させ又は機器等を亡失若しくは破損させた場合、当該利用者は、その故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した費用を負担しなければならない。

第 3 章 IC-net 保守センター

(保守センター長)第 11 条 IC-net 保守センター長は、HOSPnet 保守センター長が兼任する。

(IC-net 保守センターの業務)第 12 条

IC-net 保守センターは、システム管理者の命を受け、以下の業務を行う。

- 1)IC-net の監視
- 2)定期的なデータのバックアップ
- 3)IC-net の運行及び停止に関する案内
- 4)IC-net 機器等の障害に対する回復
- 5)IC-net 機器等に関する問い合わせに対する対応
- 6)その他、IC-net の保守に関すること

(システム管理者への報告)第 13 条

1IC-net 保守センターは、定期的に業務状況をシステム管理者に報告しなければならない。

2IC-net 保守センターは、IC-net に重大な障害が生じた場合には、直ちにシステム管理者に報告しなければならない。

(障害回復に係わる施設の協力)第 14 条

IC-net で発生した障害の回復措置を迅速に実現するために、担当責任者は IC-net 保守センターの依頼に基づき必要な措置を取るものとする。

第 4 章大規模災害時等

(大規模災害時等)第 15 条

1IC-net 保守センターは、大規模災害等により IC-net のセンター機能が著しく支障を来した場合は、その旨をシステム管理者に報告しなければならない。

2 システム管理者は、第 1 項の報告を受けたときは、直ちに総括管理者に報告しなければならない。

附則

この細則は平成 17 年〇月〇日から施行する。

院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム

事例研究等申請取扱細則(案)

(目的)第1条

この細則は、院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム(以下「IC-net」という。)の情報をを用いた研究を行うために必要な手続き等について定める。

(用語)第2条

この細則における用語の用法については、以下別途定められるものを除き、院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム管理要綱の例によるものとする。

(利用資格)第3条

IC-net の診療情報を研究目的で利用することができる者は、IC-net の担当責任者に限る。

(申請方法)第4条

IC-net の診療情報を研究目的で利用しようとする者は、総括管理者に対し IC-net 診療情報使用申請書に基づき申請するものとする。

(利用の許可)第5条

原則として総括管理者が許可する。ただし、総括管理者は、患者等の人権を損なうおそれのある内容と認あるときには、運営協議会の意見を聴いたうえで許可するものとする。

(診療情報の提供方法)第6条

総括管理者はシステム管理者宛、情報使用申請書を送付し依頼する。システム管理者は、当該研究に必要な診療情報(患者の氏名・住所・電話番号を除く)を申請者に対してフロッピーディスク又はMOディスクの形で提供するものとする。

(診療情報の複製)第7条

総括管理者は、申請者に対し共同研究者内での情報の複製を許可する。

(目的外使用の禁止)第8条

提供を受けた診療情報は、申請した研究以外の目的に使用してはならない。

(研究結果の公表)第 9 条

研究結果は総括管理者に報告した後、公表するものとする。

(提供された診療情報の後処理)第 11 条

- 1.提供を受けた診療情報を記録した提供媒体は、当該研究の使用完了後速やかにシステム管理者に返却しなければならない。
- 2 研究に使用した機器に一時的に書き込まれた診療情報は、提供媒体の返却時に、責任をもって消去し、その旨をシステム管理者に報告しなければならない。
- 3 共同研究のため複製を行った診療情報は、当該研究の使用完了後は研究者各自の責任において消去し、主任研究者は、システム管理者に報告しなければならない。

(IC-net 利用資格の抹消)第 12 条

総括管理者は、奉取扱細則に違反した者に対して IC-net 利用資格の抹消を行うことができる。

附則この細則は平成 17 年〇月〇日から施行する。

院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム

システム委員会要綱(案)

1.設置目的

院内感染対策地域支援ネットワーク支援システム運営協議会に院内感染対策地域支援ネットワーク支援システムの設置・運営に関する協議を行う場として、システム委員会を設置する。

2 協議事項

院内感染対策地域支援ネットワーク支援システムの運用状況・障害等に関すること

3.組織

(1)委員の構成、運用管理者システム管理者 IC-net 保守センター

4 委員会の開催

原則年 1 回開催とする。

5 庶務

部会の庶務は、国立国際医療センター情報管理室において処理する。

6.附則

この要綱は、平成 17 年〇月〇日から試行施行する。

資料2

院内感染対策事例業務用 WEB サイト

マニュアル

目次

●はじめに	5 2
●ログイン	5 4
●メニュー画面	5 5
●新規入力	5 6
○入力項目	5 6
○入力項目の確認	6 0
●検索	6 1
○検索条件	6 1
○検索結果一覧	6 2
○詳細データの表示	6 3
●集計	6 4
○集計期間の入力	6 4
○様式 3	6 5
●CSV ダウンロード	6 6
○ダウンロード期間の入力	6 6
●ログアウト	6 8

付録 1 : 病原体コード

付録 2 : 本システム運用時のサポート

はじめに

本システムでは、該当する各地域支援ネットワークの情報をデータベースに集約し、過去の事例を元に研究・活用していただくことを目的に開発されております。WEB システムを利用しておりますので、各地域支援ネットワーク側のパソコンに特別なソフトウェアをインストールする必要がなく、WEB ブラウザ画面からインターネットを通して入力・利用することができます。

これにより、特定のパソコンでしか利用できないのではなく、インターネットに接続できる環境であり WEB ブラウザがインストールされているパソコンからであればどのパソコンからでも入力・閲覧ができます。不特定多数から本システムが利用できないようにパスワードで利用制限を設けております。万一パスワードが漏れてしまうと、情報が漏洩する危険性が非常に高くなりますので、パスワードの取り扱いには十分にご注意ください。

本システムは SSL 暗号化を利用して情報の送受信を行っております。

その他、本システムを利用するパソコンではセキュリティに配慮し情報漏洩につながることをないように次の点に十分にご注意ください。

1. 市販のウィルスチェッカ兼パーソナルファイアウォールに対する自動アップデートの励行
2. 信頼のおけるインターネットホームページ以外にアクセスしないこと（信頼性の低いホームページでは、閲覧するだけでウィルスやスパイソフトと呼ばれるソフトがキーステーションパソコン内に送り込まれる高い危険性があります）。本システムを経由して、ウィルスが他のキーステーションパソコンに感染する可能性は非常に低いのですが、スパイソフトによってキーステーションパソコンの内容が外部に流出する危険性が無いとは言い切れません（システム自体は十分にセキュリティを考慮して作成されております）。
3. 無用なダウンロードを行わないこと（実行形式のファイルだけではなく、映像ファイルや音楽ファイルにも不正アクセスを可能にする処理が埋め込まれている場合があります）。なお、子ども向けの映像ファイルや音楽ファイルにスパイソフトが組み込まれている事例が多く報告されており、学校や PTA などでも対応策が求められています。
4. HTML 形式のメール（ホームページと同様に文字に色づけされていたり、写真などが掲載されているメール）やテキスト形式のメールでも添付ファイルがあるものは開いたり添付ファイルをダウンロードしないこと（スパイソフトによって PC 内に登録されているメールアドレスを取得し、その知人の名でウィルスを配布する形式をとっているものも多くあります）。
5. マイクロソフト社の公式ホームページなどにより、ウィルスやスパイソフトに関する情報を日常的にチェックすること。また、Microsoft Internet Explorer、Microsoft Access や Microsoft Excel などの Office ソフトおよび Windows 自体に対する日常的なアップデート機能を活用すること。

- ・ 本システムを使用しシステム統括者側に送信されたデータといえども、システム統括者は法で定められた範囲内での守秘義務以外のいかなる責任を追うものではありません。また、システム統括者に送信されたデータに関しては、集計・統計に利用し、Web 等によって公開可能と判断されたものとして処理いたします。
- ・ 本システム使用に関し、発生したいかなる損害に対しても、システム統括者およびシステム作成者は一切の責任を負うものではありません。
- ・ 本システム利用するパソコンでは、市販のウイルスチェッカ兼パーソナルファイアウォール（ノートインターネットセキュリティやウイルスバスターなど）を組み込み、自動アップデートによる日々のウイルス対応ファイルの更新を行ってください。
- ・ 本書内で使用している画面図版及びシステム構成は、予告無く変更される可能性があります。なお、最新の情報はシステム上にあるヘルプよりご確認ください。

●（登録）商標について

「Windows」「Microsoft」などは、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標および商標です。

当マニュアルおよび本システム内で使用・掲載している会社名・製品名は、一般に各社の登録商標および商標です。

本文中には、TM、などは表記しておりません。

●免責

本システム利用について、万一直接的・間接的被害が発生したとしても、本システムの配布元、製作者、管理者などは一切の責任を負いません。

●禁止事項

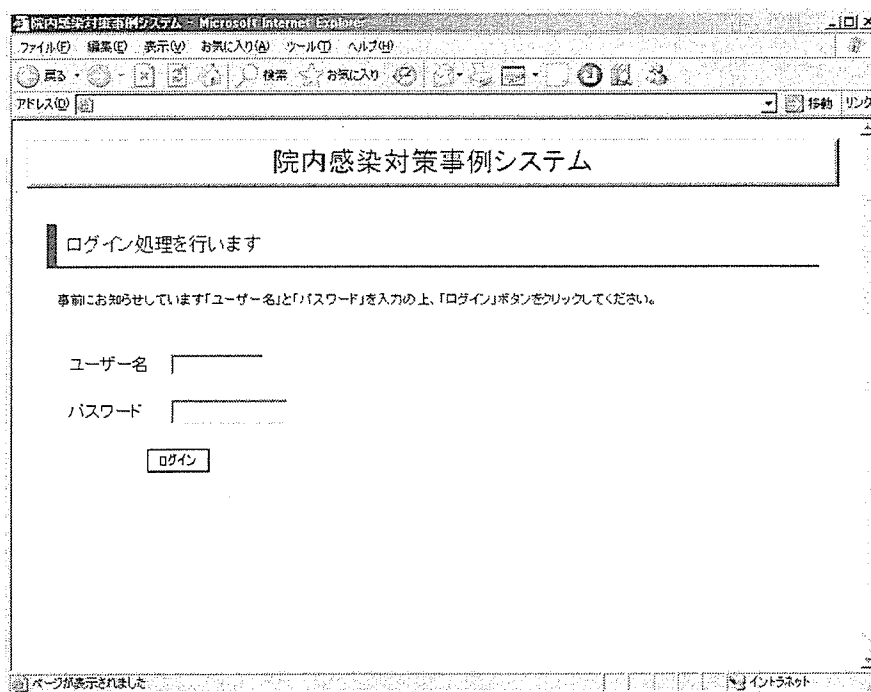
本システム一部または全部を、不正に転売することを禁止します。また本システムを解析することや、複製の作成を禁止します。

ログイン

本システムを利用するには、まず使用者のアカウントを、あらかじめシステムに登録する必要があります。事前に国立国際医療センターにアカウントの発行を申請してください。

Internet Explorer を起動し、別紙の URL を開くとログイン画面が表示されます。

ログイン画面



院内感染対策事例システム

ログイン処理を行います

事前にお知らせしています「ユーザー名」と「パスワード」を入力の上、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

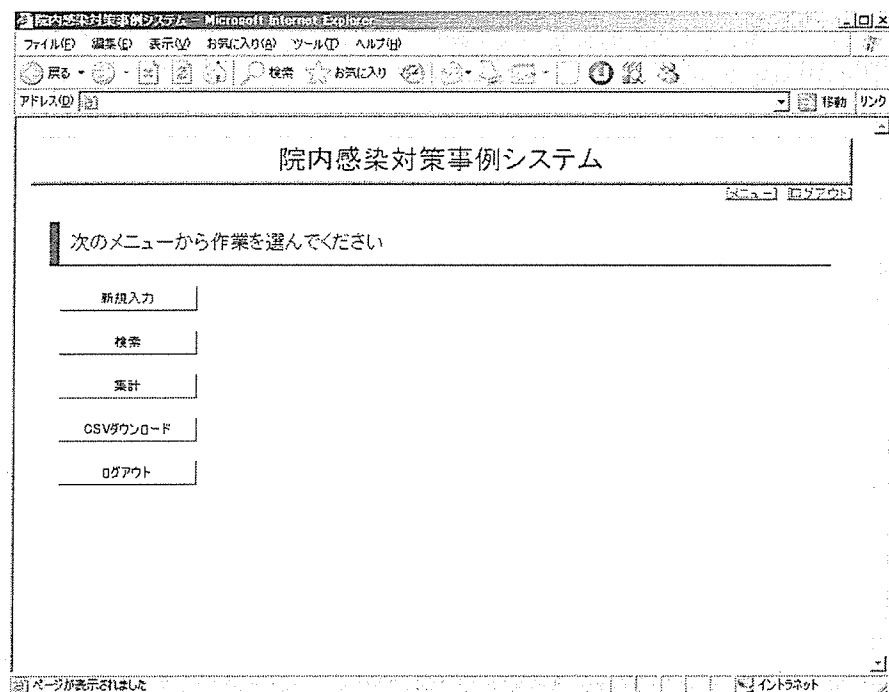
ユーザー名

パスワード

『ユーザー名』『パスワード』欄に各自のユーザー名・パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。ユーザー名・パスワードは別紙に記載しております。

メニュー画面

メニュー画面から作業を選択して操作を進めていきます。各メニューの作業内容は、次のようになります。



- | | |
|-------------|--|
| 『新規入力』 | 相談者から送られてきた事例を入力します。 |
| 『検索』 | すでに入力済みの事例を検索します。(※担当地区分のみ)
また、詳細データから印刷用画面を表示できます。 |
| 『集計』 | 入力済みのデータから報告用の集計表を作成します。 |
| 『CSVダウンロード』 | Excel等で加工できるように、データをCSV形式でダウンロードします。 |
| 『ログアウト』 | ログアウトします。 |

上記メニューから目的のボタンをクリックすると次の画面に進みます。

なお、メニュー画面以降は、印刷用以外のすべての画面の右上に『ヘルプ』、『メニュー』および『ログアウト』のリンクが表示されています。

『ヘルプ』をクリックすると操作方法の説明画面が表示されます。

『メニュー』をクリックするとこのメニュー画面に戻ります。

『ログアウト』をクリックするとメニューにある『ログアウト』をクリックした時と同じ動作をします。

新規入力

相談者から送られてきた事例を入力します。

入力項目

下記の各項目を入力の上、最後にある「登録」ボタンをクリックすると次の画面に進みます。「消去」ボタンを押すと、途中まで入力していた内容が消去されます。

- | | |
|--------------|---|
| 『入力日』 | データを入力する日を選択します。 |
| 『地域コード』 | 各地域に割り振られた地域コードを入力します。 |
| 『用件』 | 用件を次の3つから選択します。
「通常の事例情報提供」
「要回答」
「緊急事例」 |
| 『ネットワーク担当者名』 | 名前を入力します。 |
| 『相談施設の種別』 | 相談施設の種別を次の5つから選択します。
「病院」
「介護老人保健施設」
「歯科診療所」
「診療所」
「特別養護老人ホーム」 |

『病床数』	施設の病床数を次の6つから選択します。 「0」 「1～19」 「20～99」 「100～199」 「200～499」 「500以上」
『院内感染対策委員会の有無』	院内感染対策委員会の有無を次の2つから選択します。 「あり」 「なし」
『ICTの有無』	ICTの有無を次の2つから選択します。 「あり」 「なし」
『相談の主な対象』	相談の主な対象者を次の4つから選択します。 「患者」 「組織」 「施設」 「医療従事者」
『相談内容』	相談内容を次の中から選択します。複数選択できます。 「多発事例（アウトブレイク）」 「サーベイランス」 「職業曝露」 「消毒法」 「個別管理」 「マニュアル」 「環境管理（清掃・リネン類含む）」 「感染症一般（SARS等）」 「施設内組織」 「その他」
『院内感染の疑いまたは保菌事例の有無』	院内感染の疑いの有無を次の2つから選択します。 「あり」 「なし」

『事例なしの場合は次の項目を入力』 保菌事例がない場合はこちらの枠内を入力します。
 『事例がない場合の相談内容』 具体的な相談内容を入力します。(2000 文字以上は入力できません。2000 文字以内に文章をまとめて入力してください。)

『事例がある場合は以下の項目を入力』 保菌事例がある場合はこちらの枠内を入力します。

『事例の発生した場所』 事例に関係する場所を次の中から選択します。
 複数選択できます。

- 「施設全般」
- 「ICU」
- 「外来」
- 「新生児 NICU」
- 「一般病棟」
- 「透析」
- 「内科系病棟」
- 「手術」
- 「外科系病棟」
- 「検体検査」
- 「精神科病棟」
- 「その他検査（内視鏡、放射線等）」
- 「結核病棟」
- 「給食」
- 「移植病棟」
- 「その他の入所施設」

『病原体（コード入力）』 該当する病原体のコード番号を入力します。コード番号表はこのマニュアルの最後に添付しています。

『病原体』 病原体名を入力します。

『事例の発生した診療科』 事例が発生した診療科を次の中から選択します。
 複数選択できます。

- 「内科」
- 「耳鼻いんこう科」
- 「外科」
- 「整形外科」
- 「小児科」
- 「精神科」
- 「産科」
- 「歯科」
- 「婦人科」
- 「眼科」
- 「その他」

『事例に巻き込まれたと思われる患者の数』	事例に関係すると思われる患者数を半角数字で入力します。
『事例に巻き込まれたと思われる患者の基礎疾患』	事例に関係すると思われる患者の基礎疾患名を入力します。
『感染部位』	事例に関係すると思われる患者が感染した部位を次の中から選択します。複数選択できます。 「血流感染」 「眼」 「手術部位感染」 「中枢神経系」 「尿路感染」 「皮膚」 「呼吸器感染」 「消火器感染」 「不明又はその他」
『事例があった場合の相談内容』	具体的な相談内容を入力します。(2000文字以上は入力できません。2000文字以内に文章をまとめて入力してください。)
『相談年月日』	相談のあった日を選択します。
『貴医療施設名』	相談のあった医療施設名を入力します。
『所在地』	相談のあった医療施設の所在地を入力します。
『担当者名(職名・連絡先)』	相談のあった医療施設の担当者名または職名・連絡先を入力します。
『推定原因と当該事例に対するコメント・アドバイス等』	相談事例に対するコメント・アドバイス内容を入力します。2000文字以上は入力できません。2000文字以内に文章をまとめて入力してください。)
『相談に応じた日』	相談に応じた日を入力します。
『相談に応じたネットワーク担当者名』	回答した院内感染対策事例ネットワーク担当者名を入力します。
『相談媒体』	相談に使用した媒体を次の5つから選択します。 「電話」 「FAX」 「メール」 「手紙」 「来所」

※ 入力項目の左側にあるチェック項目にチェックした場合、入力されたデータはデータベースに登録されますが、検索等で表示させた場合でも表示されなくなります。公開しない情報の場合はチェックを入れてください。

入力項目の確認

確認画面が表示されます。入力内容に間違いがないかを確認して、間違いがある場合は「修正」ボタンをクリックすると「入力項目」の画面に戻ります。間違いがない場合は「登録」ボタンをクリックするとデータベースに登録されます。